

# 酒気帯びデッチ上げ 報復処分の真実

2013年5月29日

No.11

JR東海労 東二運分会  
裁判プロジェクト

## 酒気帯び認定は事実に反する 処分は組織拡大への報復だ

報復処分撤回裁判控訴審 第1回口頭弁論

### 運輸所のみなさん

5月27日、東京高等裁判所で斉藤書記長に対する、酒気帯びでデッチ上げによる報復処分撤回裁判控訴審 第1回口頭弁論が行われました。裁判には50名の組合員・家族・OBが結集しました。裁判は裁判官によって、控訴審の進め方と控訴理由の整理がされ、最後に斉藤書記長が以下(概要)のような意見陳述を行いました。

◎1審で「減給処分は無効である」と判決を得た。しかし、管理者が「酒臭ないしは酒臭らしきものを感じた」と述べていることのみで依拠して「酒気帯び状態であった」と認定したのは事実に反する。

◎当日、出勤後に多くの社員と話をしたが誰からも、酒臭がするとは言われていない。また乗務に必要な貸与品も会社の指示で所持し、業務として事故防止面談も行った。これは断じて「酒気帯び出勤」と認定などしていなかったということだ。

◎1審では、JR東海労と私への不当労働行為が認められなかった。処分は、10年ぶりに新たな組合員を迎えたことへの報復だ。

◎管理者の恣意的な判断による懲戒権の濫用を許さないために控訴した。

◎裁判官の皆さんに考えていただきたい。事実関係を具体的に勘案して管理者の恣意的判断による懲戒権の濫用を許さない正当な判決を出してほしい

### 報告集会で 東海労破壊攻撃を 組織拡大ではね返すことを確認

裁判の後、弁護士会館で報告集会を開催しました。JR総連を含む各来賓から、連帯と激励のあいさつを受け、また新幹線地本から、この酒気帯びでデッチ上げと処分は組織拡大への報復としてかけられた。

東海労破壊攻撃を組織拡大ではね返そうと提起を受け参加者全体で確認しました。

その後、斉藤書記長の決意表明を受け、最後に、団結ガンバローで終了しました。

なお、裁判は結審となり8月7日(13時10分)の判決となりました。

